

年越し村にみる生活困窮

誰もが地域で共に生きられ、居場所をもてるような社会を

国際人権の規約、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)は、すべての人民は、経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求すると、人間の生存と尊厳にとって基本であり中核的権利を記しています。

1990年代以降、自己責任、規制緩和、民営化などと新自由主義は非正規雇用労働者をつくりだし、社会保障は後退させてきました。自己責任では生活していくことが困難となった状況が生まれています。

今回は、年越し村の活動をはじめとして、生活・医療・住宅・就労の相談活動、その他環境を守る運動に日頃から関わってきている石黒さんからお話をお伺いします。 2025.10.10



石黒好美さん

岐阜県出身岐阜大学地域科学部卒。
名古屋市在住。

印刷会社、IT関連会社勤務の後、
障害者・生活困窮者の相談支援などに携わり日本福祉大学福祉経営学部（通信教育部）を経て社会福祉士に。
現在はささしまサポートセンターの事務局を務めるほか、フリーライターとして主に福祉、医療、市民活動などの分野で執筆している。

いしぐろ よしみ

石黒好美さん

ささしまサポートセンター事務局

12月6日(土)

午前10時～午前11時45分

労働会館本館2階会議室

参加費/資料代
500円

主催:国際人権活動愛知連絡会

連絡先:連絡会事務局 長 棚瀬一博 日進市五色園3-2407 電話090-4210-4066



支援新聞
〔1958年6月10日〕
第三種郵便物認可